

「特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針の変更案」の一部修正
に関する御意見の募集について

令和 8 年 8 月 11 日
内閣府政策統括官
(経済安全保障担当)

今般、現在掲載中の「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針案等」のうち、「特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針の変更案」について一部修正しましたので、下記のとおり、御意見を求めます。

記

1. 御意見募集期間

令和 8 年 8 月 11 日（火）から令和 8 年 8 月 26 日（水）まで（郵送についても、募集期間内の必着とします。）

2. 御意見募集対象

「特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針の変更案」の一部修正

※今回変更箇所以外への御意見は、案件番号 095260740 にてウェブサイトに掲載している「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針案等」にお寄せください。

3. 御意見提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。電話での御意見の提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

○ ウェブサイトの場合

以下の URL より送信可能です。

https://form.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/opinion-0024.html

○ 電子メールを利用する場合

「意見提出方法」に記載の手段での意見提出が困難な場合には、メールでの提出も可能ですので、以下のメールアドレスに送信してください（締切日必着）。

メールアドレス g.keizaiampo.hourei.a7b※cao.go.jp

内閣府政策統括官（経済安全保障担当） 宛て

※迷惑メール防止のため、「@」を「※」と表示しております。送信の際には、「※」を「@」（半角）に変更してください。

※判別のため、件名は【特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針の変更案の一部修正への意見】としてください。

※メールにて御意見を提出される場合には、ファイルの添付はせず、メール本文（テキスト形式）に直接御意見等を入力してください（ファイル添付によるトラブル防止のため）。

○ 郵送の場合

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1

内閣府政策統括官（経済安全保障担当） 宛て

4. 御意見提出に当たっての注意事項

提出していただく御意見は、日本語に限ります。

また、個人の場合は住所・氏名を、法人の場合は法人名・法人の主たる事務所の所在地を記載してください。提出いただいた御意見については、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本件に対する意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。

なお、お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきますが、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。